

続 人		
相続人代表者の 氏名 (名 称)		
備 考		

[略]

様式第 142号 (第48条関係)

[略]		法人番号	
[略]	[略]	代表者の氏名	印
	所在地	[略]	
[略]			
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2 都道府県 <small>(本県を含む。)</small> <input type="checkbox"/> 3 都道府県以上 <small>(本県を含む。)</small>	
[略]			
<input type="checkbox"/> 連結親法人 法人	<input type="checkbox"/> 連結子 法人	連結親法 人の最初 連結事 業年度	年 月 日から 年 月 日まで
連結子法人の 場合	連結承認年月日 年 月 日	連結子法 人適用 開始事 業年度	年 月 日から 年 月 日まで
[略]		[略]	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）
の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、
九州各県で使用できます。

様式第 142号の 2 (第48条関係)

[略]		法人番号	
[略]	[略]	代表者の氏名	印
	所在地	[略]	
[略]			
支店等の設 置 又は廃止	[略]	支店等の廃止（本店転出を含む。）の場合、県 内に他の支店等の有無（有・無）	
[略]			

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）
の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ

続 人 外	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
備 考		

[略]

様式第 142号 (第48条関係)

[略]		管理番号	
[略]	[略]	代表者の氏名	印
	法人番号		
	所在地	[略]	
[略]			
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2 都道府県 <small>(本県を含む。)</small> <input type="checkbox"/> 3 都道府県以上 <small>(本県を含む。)</small>	
[略]			
<input type="checkbox"/> 連結親法人 法人	<input type="checkbox"/> 連結子 法人	連結親法 人の最初 連結事業 年度	年 月 日から 年 月 日まで
連結子法人の 場合	連結承認年月日 年 月 日	連結子法 人適用開 始事業年 度	年 月 日から 年 月 日まで
[略]		[略]	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）
の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、
九州各県で使用できます。

様式第 142号の 2 (第48条関係)

[略]		管理番号	
[略]	[略]	代表者の氏名	印
	法人番号		
	所在地	[略]	
[略]			
支店等の設 置 又は廃止	[略]	支店等の廃止（本店転出を含む。）の場合、県 内の他の支店等の有無（有・無）	
[略]			

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）
の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、

、九州各県で使用できます。

様式第 161号の 5 (第56条の 2 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	印
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
		[略]	

[略]

課税標準量 (売渡し等の本数) [略]

[略]

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 192号の 3 (第80条の 2 関係)

[略]

[略]	特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地
		[略]

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式 192号の 6 (第80条の 3 関係)

[略]

[略]	特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地
		[略]

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

九州各県で使用できます。

様式第 161号の 5 (第56条の 2 関係)

[略]

[略]	申 請 者	[略]	印
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
		[略]	

[略]

課税標準数量 (売渡し等の本数) [略]

[略]

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 192号の 3 (第80条の 2 関係)

[略]

[略]	特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号	(右詰めで記載)
		住所又は所在地	
		[略]	

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式 192号の 6 (第80条の 3 関係)

[略]

[略]	特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号	(右詰めで記載)
		住所又は所在地	
		[略]	

[略]

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 787号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内 5481・5484-1・5486-1・5486-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 788号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字尾藪 4022、4033-2、4034-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾藪4022・4033-2・4034-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 789号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字大井水流 166から168まで、170
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 790号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字瓜生尾立 24168、24168-2、24168-3、字水洗 24471-4、24471-15、字前坂 24603-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 791号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字樽浦 6-12、9-1、9-2、32-7、32-16

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字樽浦 6-12・32-7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 792号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字小平4330-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小平4330-2（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 793号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字屋敷原 33-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

- 以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 794号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月21日から平成28年 1 月 4 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1838番1地先から同郡同町南郷鬼神野同字1834番地先まで	旧	12.7～18.6	53.7
				新	17.2～28.3	53.7

宮崎県告示第 795号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年12月21日から平成28年 1 月 4 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字仁田ノ越1838番1地先から同郡同町南郷鬼神野同字1834番地先まで	平成27年12月21日

宮崎県告示第 796号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	粟野 - 1	I - 1 - 3343	急傾斜地の崩壊
国富町	一丁田谷川	06 - 382 - 1 - 012	土石流
	高寺	I - 1 - 0929	急傾斜地の崩壊
	横峰	I - 1 - 0930	急傾斜地の崩壊
綾町	南割付谷川	06 - 383 - 1 - 015	土石流
	浦ノ田谷川	06 - 383 - 1 - 016	土石流
	山下	I - 1 - 0979	急傾斜地の崩壊
	杓道 - 4	I - 1 - 0980	急傾斜地の崩壊
	杓道	I - 1 - 0981	急傾斜地の崩壊
	四枝	I - 1 - 0982	急傾斜地の崩壊
	尾園	I - 1 - 3364	急傾斜地の崩壊
	四枝 - 1	II - 1 - 5889	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 1	II - 1 - 5906	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 新①	II - 1 - 5906 - 新①	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 2	II - 1 - 5907	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 3	II - 1 - 5908	急傾斜地の崩壊
	杓道 - 1	II - 1 - 5909	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第797号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	粟野 - 1	I - 1 - 3343	急傾斜地の崩壊
国富町	一丁田谷川	06 - 382 - 1 - 012	土石流
	高寺	I - 1 - 0929	急傾斜地の崩壊
	横峰	I - 1 - 0930	急傾斜地の崩壊
綾町	南割付谷川	06 - 383 - 1 - 015	土石流
	浦ノ田谷川	06 - 383 - 1 - 016	土石流
	山下	I - 1 - 0979	急傾斜地の崩壊
	杓道 - 4	I - 1 - 0980	急傾斜地の崩壊
	杓道	I - 1 - 0981	急傾斜地の崩壊
	四枝	I - 1 - 0982	急傾斜地の崩壊
	尾園	I - 1 - 3364	急傾斜地の崩壊
	四枝 - 1	II - 1 - 5889	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 1	II - 1 - 5906	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 新①	II - 1 - 5906 - 新①	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 2	II - 1 - 5907	急傾斜地の崩壊
	水窪 - 3	II - 1 - 5908	急傾斜地の崩壊
	杓道 - 1	II - 1 - 5909	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、縄瀬地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

平成27年12月21日から平成28年 1 月26日まで

- 3 縦覧場所
都城市役所農産園芸課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、前方第1地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成27年12月21日から平成28年 1 月26日まで

- 3 縦覧場所
都城市役所農産園芸課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成27年12月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
下野田原	川南町	農地保全整備事業	平成27年10月15日

公安委員会規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

宮崎県公安委員会委員長 山崎殖章

宮崎県公安委員会規則第9号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（制定の趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項の規定に基づき、没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第2条 宮崎県警察に勤務する警察官のうち、麻薬特例法第19条第3項及び組織的犯罪処罰法第23条第1項に規定する都道府県公安委員会の指定する警部以上の者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（制定の趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項、<u>不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項</u>及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項の規定に基づき、没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第2条 宮崎県警察に勤務する警察官のうち、麻薬特例法第19条第3項、<u>不正競争防止法第35条第3項</u>及び組織的犯罪処罰法第23条第1項に規定する都道府県公安委員会の指定する警部以上の者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年12月2日現在次のとおりである。

平成27年12月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,352人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 214,697人

宮崎県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年12月2日現在次のとおりである。

平成27年12月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,620人
都城市選挙区	45,406人
延岡市選挙区	34,934人
日南市選挙区	15,576人
小林市・西諸県郡選挙区	15,847人
日向市選挙区	16,987人
串間市選挙区	5,511人
西都市・西米良村選挙区	9,073人
えびの市選挙区	5,823人
北諸県郡選挙区	6,740人
東諸県郡選挙区	7,712人
児湯郡選挙区	19,515人
東臼杵郡選挙区	8,142人
西臼杵郡選挙区	5,976人

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海

区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年12月5日現在次のとおりである。

平成27年12月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,569人

--	--